

〒110-0015  
東京都台東区東上野4-22-8  
台東 太郎  
(管理番号〇〇〇〇-〇〇〇〇)

令4第〇〇〇〇号  
令和4年1月1日

台東保健所長 〇〇 〇〇

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に  
基づく感染症患者等の届出及び就業制限について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第18条  
第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 医師からの届出内容

当該者	氏名	台東 太郎
	住所	東京都台東区東上野4-22-8
感染症の 名称	類型	新型インフルエンザ等感染症
	疾病名	新型コロナウイルス感染症 ( 患者(確定例) )
症状	発熱、頭痛	
初診年月日	令和4年1月1日	
診断年月日	令和4年1月1日	
診断方法	病原体 ・ 病原体遺伝子の検出	

2 就業制限

- (1) 就業が制限される業務 接客業その他多数の者に相対して接触する業務  
(2) 就業が制限される期間 当該感染症の症状が消失したことが確認されるまで

3 その他

- (1) 就業が制限されている業務に従事した場合は、法第77条第4号の規定により50万円以下の罰金に処せられることがあります。  
(2) 病原体を保有しているかどうかについて、最寄りの保健所に確認を求めることができません。  
(3) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(裏)

(4)この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(3)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。